

令和4年度 総合人間学部科目等履修生出願要項

総合人間学部における履修は、授業に支障をきたさない範囲において許可します。

1. 出願資格

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 本学部において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち、履修を希望する科目について相当の基礎的学力を有する者

<注意>

- ※1 大学等に在学中の者の入学は認められません。
- ※2 本学の卒業生(卒業予定者)で、教職科目を履修する者は、卒業した(卒業予定の)学部で科目等履修生の出願をして下さい。

2. 履修期間

入学の時期は、前期(4月1日から9月30日まで)又は後期(10月1日から翌年3月31日まで)の始めとし、その在学期間は6カ月又は1年とします。※1

なお、本人の願い出により審査のうえ1年間の延長を認めます。※2、3

<注意>

- ※1 出願期間は、前期+後期履修及び後期履修のみの希望者も含め4. で指定する1回のみとなります。後期履修のみの出願期間は別途設けません。
- ※2 前期のみ入学を許可された者が入学後に後期まで延長することはできません。また、翌年度に履修を希望する場合、延長とはならず新規出願者の扱いとなります。
- ※3 後期のみ許可された者が翌年度に後期履修のみを希望する場合、延長とはならず新規出願者の扱いとなります。

3. 履修科目及び単位認定

- (1) 履修できる授業科目は、総合人間学部科目のみとします。
- (2) 履修できる単位数は、6カ月の場合は10単位まで、1年の場合は20単位までとします。
- (3) 履修した授業科目について、期末試験を受け合格した者には単位を認定します。

4. 出願期間・・・教務掛受付時間：9時～11時30分、13時～16時(郵送不可)

4月入学(通年科目、前期科目・後期科目の出願)

令和4年1月19日(水)

～21日(金)

10月入学(後期科目のみの出願)

5. 提出書類

- (1) 科目等履修生入学願書(所定用紙)
- (2) 履歴書(所定用紙)・・・写真(ﾀｲﾌﾟ4×ｺﾞ3cm)を貼付してください。
- (3) 科目等履修希望授業科目及び単位数(所定用紙)
- (4) 科目履修希望理由書(所定用紙/科目毎。複数科目を履修する場合はコピーしてください)
- (5) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書(延長の場合は不要)
- (6) 最終学校の学業成績証明書(延長の場合は不要)
- (7) 在職中の者は勤務先の所属長の許可書

- (8) 外国籍の者（在留資格が「永住者」「永住者の配偶者等」の者を除く）は、市区町村長の発行する住民票又は在留カードの表・裏両面の写し（在留資格、在留期間が記載されたもの）を提出すること。
- (9) 連絡用封筒 2枚
（長3形封筒(23.5×12 cm)に94円分の郵便切手を貼付し、〒・住所・氏名を明記したもの）
- (10) 写真 1枚（身分証明書用 対3.3×ヨコ2.5 cm－裏面に氏名を記入してください。）
- (11) 入学検定料振込金受付証明書（入学検定料：9,800円）
本学所定の入学検定料振込依頼書による指定銀行口座への振込に限ります。
※入学検定料の振込方法については、別紙【入学検定料振込依頼書について】を参照してください。

注) 入学志願者は出願前に(1)～(3)の書類を持参し、履修を希望する授業科目の担当教員（非常勤講師の場合は教務委員長）の承認印を得ておいてください。

6. 検定料・・・9,800円（延長の場合は不要）

本要項交付時に交付した、振込依頼書により取扱金融機関で納入してください。
出願の際、願書が受理されなかった場合は、検定料を返還します。

7. 入学選考（学力検査及び面接試験日）

入学選考は、書類審査、学力検査、面接等により行います。
願書受理後、学力検査及び面接試験場所等を定め、通知します。欠席した場合は、受講を認めません。
選考結果は、郵送により通知します。
学力検査及び面接試験日：令和4年2月16日（水）
結果通知：3月下旬

8. 入学科及び授業料

- (1) 入学科 28,200円（予定）（入学許可書で指示する日時に納付してください。延長の場合は不要です。）
- (2) 授業料 1単位につき14,800円（予定）（4月入学者は4月中、10月入学者は10月中に納入してください。）
- (3) 既納の入学科及び授業料はいかなる理由があっても返還しません。
※入学科及び授業料は、入学時又は在学中に改定されることがあります。

9. その他

- (1) 開講科目については、出願前に教務掛で「学部便覧」等を参照のうえ選択してください。
- (2) 申請時における授業時間割等が、変更になる場合がありますので注意してください。
- (3) 授業科目によっては、履修が認められない場合もあります。
- (4) 本学他学部へも履修を希望する場合は、事前に教務掛へ申し出てください。
- (5) 在学期間延長希望者は、出願期間までに教務掛へ申し出てください。
- (6) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められた者、授業料納付の義務を怠る者、又は教育・研究の妨げとなる迷惑行為を行った者については、履修の許可を取り消します。